

貸倉庫等レンタル料援助資料

しらなみ

目次

- ・はじめに P2
- ・援助額の計算 P2~3
- ・サークルの義務 P3
- ・義務違反に対する制裁 P4
- ・応募方法 P4
- ・必要事項 P4
- ・振込方法 P4
- ・今後の日程 P5
- ・さいごに P5

➤ はじめに -部室割り振りが抱える問題とこの援助の目的-

学友会学生理事会が求める義務を全て果たしたにもかかわらず部室が与えられなかったサークル（主として倉庫として部室使用を希望していた団体を対象とする）に対して補填を行うとともに、サークル側の不備により部室を取り上げられたサークルに対して一時的な支援を与えることを目的としています。

学友会は、部室割り振りをを行うにあたって学生会館委員会のご協力の下で部室視察を行うなど入念な事前準備を重ねてきました。できる限り多くのサークルのご希望に沿うように善処いたしました。が、全てのサークルが満足するような割り振りを行うことができませんでした。これは、現在の学生会館・キャンパスプラザのキャパシティの観点から全ての団体の希望をみとることが現実的に困難であることが原因です。

このような問題に対し、一部でも補填を行おうというのが、本援助となります。また、部室を取り上げられることにより、サークルの活動が困難になることを防ぐことを主眼としています。

➤ 援助額の計算

援助の対象は 2023 年 3 月 1 日から 2024 年 3 月末日までの貸倉庫等レンタル料です（以下の 7 は例外、要相談となります）。

部室不獲得または喪失におけるサークル側の過失が大きくなるにつれ援助額が減少します。援助額は、レンタル料に支援率をかけた値の、百の位以下を切り捨てた額となります。

1.学友会正式加盟サークルであり、加盟更新書及び部室申請書を期限通りに提出しているサークル

年間 20 万円前後を上限としつつ、基本的には全額援助する。20 万円を大幅に上回るサークルに対しては、その倉庫が必要不可欠であることの説明を求めます。

2.学友会正式加盟サークルであり、加盟更新書、部室申請書の一方を遅れて提出し、もう一方は期限内に提出したサークル

年間 18 万円前後を上限としつつ、レンタル料の 9 割を援助する。

3.学友会正式加盟サークルで、加盟更新書、部室申請書ともに遅れて提出したサークル
年間 16 万円程度を上限としつつ、レンタル料の 8 割を援助する。

4.143 期,144 期総会には出席しているサークルだが、加盟更新書を提出しなかったサークル

年間 12 万円程度を上限としつつ、レンタル料の 6 割を援助する。

5.学友会正式加盟の地位を失ったが、第 144 期総会に出席しており、加盟更新書は提出しているサークル

年間 10 万円程度を上限としつつ、レンタル料の 5 割を援助する。

6.学友会正式加盟サークルの地位を失い、かつ加盟更新書を提出していないサークル
援助を行わない。

7.以上に当てはまらないが、レンタル料の援助対象として学友会学生理事会が認めたサークル

1～5 を参考にしつつ援助額を算定します。なお、7 は、部室撤去以外のやむを得ない理由（例えば大学側が行う体育館改修等）で自団体が倉庫を失う団体も該当します。既に支払った場合でも、以下の必要事項にあわせ、領収書を提出することで援助対象となります。

➤ サークルの義務

・援助を受けた全団体

援助を受ける前に、請求書の提出と、当該倉庫等の規模の必要性の説明（備品の量等の開示による。）を義務付ける。領収書が発行された際にはその提出も義務付ける。請求書が事前に発行されない団体については、その都度検討する。

・3～5 に該当する団体

学友会学生理事会への活動報告書を以下に定める要項に従い作成し、提出する義務を負うとともに、第 144 期総会で活動報告を行う義務を負う。

活動報告書作成要項

その一年のサークルの活動内容が明確にわかる形で作成すること。その際、文字だけでなく、写真などを盛り込み、実際に活動していることを証明するようにお願いいたします。大会や発表会に出場しているサークルは、その参加証明となる文章（賞状を含む。）があれば、普段の活動の報告は簡素でも構いません。月単位の規模で用意が必要となる創作を行うサークルは、その完成物の提出のみで活動報告書に代えることを認めます。

なお、提出期限は、基本的に援助の終わる月以降に定められますが、コツコツと作っておくことをお勧めいたします。

・7 に該当するサークル

学友会学生理事会による位置付けに応じてその義務を定める。

➤ 義務違反に対する制裁

援助額の全額返還を求めるとともに、来年度倉庫等レンタル料援助への参加が認められません。

➤ 応募方法

グーグルフォームを使用します。「援助額の計算」において1~5に当てはまる団体につきましては、提出期限は4月30日23:59とします。なお、配布時にはまだ応募用フォームを送付しておりません。部室割り振り案公示と共に送付します。申請される場合は、現時点から準備されることをお勧めします。

また、やむを得ない事情で倉庫を失ったサークルに対する援助は通年で行うこととします。両方とも、遠慮なくお申し込みください。

➤ 必要事項

そのサイズの倉庫が必要となる理由・貸倉庫の場所・見積額・振込先口座
なお、メール等で見積書等を提示してください。

➤ 振込方法

A,Bのいずれかを選択してください。

・方式 A.2 分割式

倉庫使用開始日から2023年5月末日までのレンタル料を3,4月中に援助し、残りの期間の援助額を2023年6月に援助する。なお、前半の援助分の領収書は2023年6月以内に、以降の援助分の領収書は2024年5月末日までに提出してください。

・方式 B.一括振り込み

倉庫使用開始日から使用終了日までのレンタル料を2023年6月に一括で援助する。なお、領収書は2024年5月末日までに提出してください。

・特例方式

金額が大きく、直ちに振り込むことを希望する団体には個別で対応を決定します。

➤ 今後の日程

2月末~3月頭：部室割り振り第一案公示・異議申し立て

3月中旬：部室割り振り最終案公示

3月末日まで：部室撤去

4月30日：申請締め切り

6~9月頃：総会（活動報告をお願いします）

なお、書面での活動報告は夏の総会ごろを目安に提出をお願いする予定です。

➤ さいごに

このような形で貸倉庫等レンタル料援助を行うのは、本年度が初となります。ゆえに、本資料や手続きに関し、わかりにくい点や不備もあることと思われます。それにつきましてはご理解賜りたく存じます。本会も、不明点等に関しては誠実に、かつ一貫性をもって対応いたしますので、気になる点がございましたら、遠慮なくメールにてお申し付けください。

以上